

<季刊・労働者教育 137号>2010年4月刊 原稿

書評・浜林正夫『イギリス労働運動史』

(学習の友社 2009年7月刊 本体2400円 四六版287頁)

イギリス労働運動史の諸段階

資本主義的生産様式は、一七世紀の政治革命＝市民革命（一六四〇－六〇・清教徒革命、一六八八－八九・名誉革命）と一七六〇年代―一八三〇年代の経済革命＝産業革命を経過したイギリスにおいて、早くにかつ典型的に生成発展した。イギリスが資本主義の母国と言われる所以だ。そして、資本賃労働関係のもとで、内部必然的にたえず発生する労働者の恒常的団結組織である労働組合についても、同様にイギリスが母国である。

そのイギリスの労働組合運動、およびその中から生成発展した労働者政党（労働党、共産党など）の歴史を通史的にかつ啓蒙書の形式で、また「歴史に学ばないものは当面の課題について場当たりの対応しかできない」という実践的精神で、とりまとめたのが本書である。本の帯封に「日本人による初のイギリス労働運動史！」などとあるごとくだ。

本書は序章と七つの章から成る。最も簡潔な要約として各章タイトルをあげておく―労働組合の生成期、労働者階級の成立、「ニューモデル」の労働組合、TUCの成立、「大不況」期の労働運動、二つの世界大戦と労働運動、戦後の労働運動。なおまた、序章に書かれている六つの画期も対応する章とともに紹介しておこう。第一期「一八世紀の終わりごろから（結社禁止法が廃止され、労働組合が合法化された）一八二五年まで」

（一、二章）、第二期「（チャーチスト運動が終わった）一八五〇年ごろまで」（二章）、第三期（労組団体行動に刑事免責が与えられた）「一八七五年ごろまで」（三、四章）、第四期「第一次世界大戦の始まる一九一四年まで」（五章）、第五期「二つの世界大戦の時期」（六章）、第六期「戦後」（七章）。

啓蒙書の形式をとっているからといって、本書は正しいとされる命題を外部注入的に労働者の頭脳に叩き込んで暗記してもらおうというスタイルを全くとっていない。巻末の文献リストには和書一三点、翻訳書一六点、英書四六点が挙げられているが、それらを咀嚼の上で、支配的通説への疑問、異説の吟味等が処々で為されており、読者の認識深化強化のための滋養が供されているとの感じだ。以下、私が成るほどと受け止めたり、そこが問題だと思ったりした論点を紙幅の許す範囲で記しておこう。

「結社の自由」と「団結権」

本書執筆動機を、著者は「あとがき」で、一九八〇年代サッチャー首相の新自由主義的改革攻撃に、前進を続けてきたはずのイギリス労働組合が敗北したことだと述べる。なぜ抵抗しきれなかったのか―その重要一因は、労組運動の母国であるイギリスに実は「団結

権」が無かったからだ！ びっくりである。しかし関連叙述を読むとなるほどと納得する。

一八二五年に廃止された法律＝「団結禁止法」は定訳であるが、著者は「結社禁止法」と訳すべきだとして、本書ではそれで通している。その直接の理由は原語のコンビネーションは陰謀団体的な組織をさす言葉で、当時の労働者自身の＜労働組合はコンビネーションではなくてユナイトするものだ＞との主張だ。さらに内容的に言って、「結社の自由」は組合を組織しても刑事犯として追求されないということで、経営者からの組合攻撃が為された場合に、それを国家が保護する仕組み＝「団結権」とは次元を異にしている。日本国憲法二八条ほど明確に労働基本権を謳った憲法は他国に無いと言われるが、まさにそうなのであって、イギリスでは日本の労組法七条が具体的に擁護するような「団結権」が無かった。労使自治を尊重して国家介入を嫌うイギリスでは（イギリスから独立したアメリカも同じ・・・）、成人男性に対する労働時間規制は、法律ではなくて協約でということで、法定八時間制も無く、日本と並んでILO 一号条約（一九一九年）未批准だったのと同性質の問題である。経営者の攻撃には、団結—交渉—ストという労働法教科書に書かれている形式で対抗すればよく、立法・行政に頼ることはないとの思想である。しかし「法律に頼らず実力で」との「気概は大切」（一〇三頁）だが、それでは危機の折にやられてしまうというのが著者の判断だ。新自由主義の嵐のもとで、日本と欧米の労働生活条件格差の構造は、労働時間を典型に日英米対西欧北欧の格差構造になってきたのをみれば、評者も同じ判断をとる。ただ後記するように、イギリス的組合主義からも気概のみならず実践の努力と成果を学ぶこともなお重要だと私は考える。本書著者もそう考えていると思う。

＜労働者の反抗諸段階＝犯罪・打ちこわし・組合＞の吟味

エンゲルスが『イギリス労働者階級の状態』の「労働運動」の章で「抵抗の最初の、もっとも粗野な、そしてもっとも効果の無い形態は犯罪」と述べるのに対して、本書は「これは誤りです」とストレートに異議申し立てをしている。産業革命期に財産権の内容が変わり「これまで盗みとされていなかった行為が盗みとされた」ことを、マルクスの論文「木材盗伐取締法についての討論」や、日本・岩手の小繋裁判などの共有地の私有地化問題、またイギリス近代的家内工業者のもとでの余った原材料の「着服」問題に拠って説明する。

機械「うちこわし」を「労働者階級としてブルジョアジーに対して反対した最初」と規定するエンゲルス『状態』での具体的史実の叙述が数行であるのに対して、本書は二〇頁近くにわたって「打ちこわし」の歴史と構造を述べ、「暴動による団体交渉」「賃金闘争の延長」とみるのが近年の学説と紹介している。古典的規定に対するはっきりした異議というわけではないが、多くの研究書にあたって概念を豊かにしたものといえよう。レーニン

的「労働貴族」概念ではなくて「労働貴族を、イギリス特有のものとしてとらえるホブズボームの説にしたがって見ていく」叙述も類似のやり方である。

オズボーン判決

ストライキに対する損害賠償請求を認めたタフ・ヴェール判決（一九〇一年）と並んで労働党への労組政治献金は違法との自由党员オズボーンの訴えを認めた判決（一九〇九年）を20世紀初めの歴史的弾圧判決とみるのが、労働基本権確立史の標準的叙述だと思うが、本書ではどう扱われているのだろうか。実はそのことは本書をひもとく際の私の特殊な関心であった。というのは、以前に著者が「ひとりひとりの権利を大事にするという点でしっかりしています」とオズボーン判決をプラスに評価している論文（「赤旗評論版」八三年六月二〇日号）を読んで、えっ！と思った記憶があったからである（下山『現代日本労働問題分析』八三年八月刊四三頁）。特定政党支持という戦後日本の労組運動の癌との関連でオズボーン判決をみた「赤旗評論版」論文とはちがって、イギリス労働運動史の脈絡でそれをみた本書の叙述は「いずれにせよ・・・労働党にとっては大問題」とやや腰を引いた客観的叙述であった。

個人の思想信条尊重の市民的権利と、団体＝労組の力無しでは労働者個人の権利は守れないとする団結優位の社会的権利の折り合いをどうつけるのか。オズボーン判決を覆したとされる一九一三年労組法は、組合員の拒否権容認と投票実施を前提に特別会計の枠での政党政治献金を可とする。このイギリス史に倣って特定政党支持をやってよいのか。その答えは、本書読者の思考あるいは判断に委ねられている。

私の期待—産業における階級闘争の担い手＝労働組合の日本での発展を願って

今日の日本では、多数の団結—交渉—争議という憲法28条を活かす形での課題達成の途を実践する労組は、ごく少数になってしまった。七〇年代末までの戦後賃上げ時代三十年には年百万人オーダーのスト参加者がいた（最高一七四年に五百万を越す）。しかし、その後の賃金停滞低下時代三十年にはストもどんどん小さい規模になり、近年は約五万とピーク時の百分の一である。いま脚光を浴びている個人加盟地域ユニオンは、一人二人の組合員個人のために、戦後民主化昂揚の効用を継続し、また国際基準からの改善効果を維持している行政・立法のルールに従うことを経営者と交渉する活動が成果の主体であり、普通の人々多数を組織して、地域別業種別に社会的賃金交渉が出来る組合に発展できるかどうかは未達成でこれからの重要な課題だ。

労働者が要求を達成する途に、産業の世界で労働基本権を行使して労使合意＝協約を獲得改善する産業民主化あるいは下からの経済民主化の途と、議会や行政に働きかけて政治の世界で実現する上からの経済民主化の途との二つがあるが、労組固有の前者の途が見え

書評：浜林正夫『イギリス労働運動史』

難く、左翼政党が主体となる後者がクローズアップされている現代日本の社会変革運動において、前者の途の展望を後者とあわせ拓くために、本書が活動家に広く読まれることを期待したい。読んだ日本の活動家は本書二五七頁にあるような、日本の平常正常状況には無くて異常非常状況でのみ存在するイギリスの常態（資本の政策としての一企業一組合、有給の組合専従者の存在）をどう教訓化するのだろうか。下山房雄（勤通大添削講師）